# 「介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の概要

### 1 概要

地域主権改革推進一括法(※)(第1次・第2次)に基づく義務付け・枠付けの見直しにより、これまで国が省令で定めていた介護保険施設等の運営基準等を条例で定める。

(※) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

#### 2 条例委任された基準

介護保険法、老人福祉法、社会福祉法の3法律に係る8省令に定められた基準 → 8条例の新規制定

## 3 基準設定の考え方

- ・全国一律に「従うべき基準」として国が定めたものや、地域の事情や特殊性を反映 する必要がないと判断したものについては、国の基準どおりとする。
- ・利用者の視点、施設の適正な運営の確保のため必要なものを県独自の基準として定める。

#### ※従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準 (従業者の員数、居室の床面積、秘密保持、事故発生時の対応など)

### 4 県独自の基準

各項目の対象施設等、関係省令(基準)については、 別紙「県独自基準の対象施設等一覧」のとおり

- (1) 利用者受入体制の整備促進に関するもの
  - ①居室定員基準の緩和(対象施設:特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)) 国基準で1人となっている居室定員について、利用者の負担軽減の観点から、4人以下とすることができる旨を追加

〈特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 他1条例に規定〉

②廊下幅等基準の緩和(対象施設:特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所施設) 病院・学校等の既存施設を利用して整備する場合、廊下幅等の基準を緩和 【廊下幅】片廊下:1.8m→1.5m、中廊下:2.7m→1.8m

【窓の面積】床面積の 1/14→床面積の 1/20 (特養のみ。建築基準法上の基準) <特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 他4条例に規定>

- (2) 施設の適正な運営の確保に関するもの
  - ①災害対応マニュアル策定の義務化(対象施設:別紙のとおり)

利用者の安全・安心の確保の観点から、実効性の高い災害対応マニュアルの策 定を義務化

<特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 他7条例に規定>

②虐待防止研修等の努力義務化(対象施設:別紙のとおり)

施設等利用者の人権の擁護、虐待防止の徹底を図るため、職員への研修や虐待 防止責任者の設置を努力義務化

〈特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 他7条例に規定〉

③諸記録保存期間の設定(対象:別紙のとおり)

サービス提供に関する記録などの保存期間を「5年間」と規定 (現行の国の基準では「2年間」)

〈特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 他7条例に規定〉

### 5 条例施行日

平成25年 4月1日

## く参考>

石川県公報(条例:号外第86号、規則:号外第90号(平成24年12月27日)) http://www.pref.ishikawa.lg.ip/soumu/koho/index.html

## 条例委任の対象となる3法律に係る8省令に定められた基準

- (1) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(介護保険法)
- (2)介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(介護保険法)
- (3) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2 第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の 人員、設備及び運営に関する基準((旧)介護保険法)
- (4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(介護保険法)
- (5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(介護保険法)
- (6)養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(老人福祉法)
- (7)特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(老人福祉法)
- (8)軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(社会福祉法)